

更新申請手続きQ&A

Q1 指定(許可)更新制度とは？

- A1 平成18年度施行の改正介護保険法において、指定基準等を遵守し適正な事業の運営をすることができるか、定期的に確認する仕組みとして事業者の指定(許可)に有効期間(6年)が設けられました。
事業者は6年ごとに指定(許可)の更新を受けなければなりません。
ただし、平成11～13年度に指定(許可)を受けた事業者については経過措置(6年超の有効期間)があります。
なお、過去に取消し処分を受けた事業者や、指定基準等に違反している事業者、その他欠格者については、指定(許可)の更新を受けることはできません。

Q2 指定(許可)更新申請をした場合に、更新ができないことがあるか？

- A2 介護保険法の欠格事由(申請書添付書類「誓約書」の記載事項)に該当する場合は更新を受けることができません。なお、欠格事由中「不正又は著しく不当な行為をした者」には、介護保険法による指定介護サービスにおいて悪質な違反に基づいて取消しを受けた者又は受けることが明らかな者、などが該当します。

Q3 指定(許可)更新手続きをしなかった場合は？

- A3 更新手続(更新申請)をしなかった事業者は、有効期間満了をもって指定(許可)の効力を失うこととなり、指定介護サービスの提供(介護報酬を受けること)ができなくなります。

Q4 指定(許可)更新手続きのスケジュールについて

- A4 説明資料のとおり、指定(許可)有効期間満了日の3月前から更新申請を受付けます。受付け後、審査上特に問題がない事業者については、指定(許可)有効期間満了日を待たずに随時更新指定(許可)をおこなっていく予定です。
(例：平成26年4月30日に指定(許可)有効期間が満了する事業者は、平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に更新申請を受付けます。)

Q5 有効期間満了日の何日前までに申請が必要か(更新申請の期限については？)

- A5 有効期間満了日の30日前までに申請が必要です。
ただし、災害その他真にやむを得ない理由がある場合において、指定(許可)有効期間内にその理由書を提出したときは更新申請書を受理します。

Q6 有効期間満了の日以後に更新申請を提出した場合は？

- A6 指定(許可)の効力が失われた後の更新申請となれば、当然更新申請の受付けはできません。この場合は改めて新規指定(許可)申請が必要となります。

Q7 休止中の事業者は？

- A7 休止中の事業者については、指定基準等を満たしていないと考えられるため指定(許可)更新を受けることができません。
したがって、有効期間満了をもって指定(許可)の効力を失うこととなりますので、その後に事業継続を希望される事業者は、改めて新規指定(許可)申請が必要となります。

Q8 申請手数料は、収入証紙以外の方法(現金払い等)は可能か？ また、後日払い等は可能か？

- A8 長崎県収入証紙以外は不可。(収入印紙とお間違えのないように)更新申請時に納付(更新申請書へ貼付け)しないと、更新申請の受付はできませんのでご注意ください。

更新申請手続きQ&A

Q9 介護老人保健施設の許可、及び介護療養型医療施設の指定に係るみなし指定について

- A9 介護老人保健施設での通所リハビリテーション(介護予防含む)、短期入所療養介護(介護予防含む)、及び介護療養型医療施設での短期入所療養介護(介護予防含む)については、本体施設の指定(許可)更新を受ければ、指定の更新があったものとみなされます。ただし、本体施設の更新申請書にそれぞれみなし指定サービスの付表と、介護老人保健施設については通所リハビリテーションの勤務表を添付願います。

Q10 保険医療機関のみなし指定事業者について

- A10 健康保険法に基づき、保険医療機関の指定を受けている場合は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導(それぞれ介護予防含む)のみなし指定については、介護保険法に基づく指定更新申請の手続きは必要ありません。また、保険薬局における居宅療養管理指導(介護予防含む)のみなし指定についても同様に、手続きは必要ありません。ただし、上記みなし指定を一度辞退したあとに、改めて県より通常の事業者指定を受けている医療機関や保険薬局は、指定更新申請の手続きが必要となります。

Q11 介護予防サービス事業者の更新申請について

- A11 上記Q9・Q10にあるみなし指定以外の、介護予防サービス(介護予防訪問介護、介護予防通所介護等)については、指定日が一番早いものでも平成18年4月1日ですので、指定有効期間は少なくとも平成24年3月31日まであります。したがって、介護予防サービス事業者の指定更新手続きは後日改めておこなってください。県からの指定日がわからない事業者は個別にお問い合わせください。

Q12 地域密着型サービス事業者の更新申請について

- A12 認知症デイやGH等の地域密着型サービスについては、市町(保険者)が指定権限を有しておりますので、所在の市町へお問い合わせ下さい。また、所在地以外の市町より指定を受けている場合は、その市町への問い合わせもお願いします。

Q13 基準該当サービス事業者についても指定の更新を行う必要があるか？

- A13 基準該当サービス事業者(長崎県内では数カ所)については、そもそも指定という概念が存在しないため、指定更新の手続きは不要です。(厚生労働省からのQ&Aより)

Q14 更新申請書類の提出部数は？

- A14 サービスごとに1部ずつお願いします。なお、各事業所において申請書類の写しを保管しておいて下さい。

Q15 1つの事業所番号で、複数サービスの事業者指定を受けている場合の更新申請手続方法は？

- A15 各サービス毎にそれぞれ申請書類の作成・提出をお願いします。申請手数料についてもそれぞれサービス毎に必要です。

Q16 更新申請書の提出方法は？ 郵送でよいのか？

- A16 郵送でも受け付け可能です。その際は、封筒に「更新申請書在中」と朱書きして下さい。

更新申請手続きQ&A

Q17 同一法人が、複数サービスの事業者更新申請をする場合、誓約書・役員等名簿はそれぞれサービス毎に必要か？ 押印もそれぞれ必要となるのか？

A17 サービス毎に添付、押印が必要です。
ただし、役員等名簿については、役員それぞれの押印があるものの写しに原本証明印があるものについては認めることとします。

Q18 更新申請を提出する際の添付書類について

A18 添付していただく書類は説明資料のとおりですが、場合によっては追加書類の提出を求められることがありますので、その時にご協力願います。
なお、A9に既載しておりますが、介護老人保健施設、介護療養型医療施設におけるみなし指定に関する付表(介護老人保健施設においては通所リハビリテーションの勤務表)についても添付くださいますようお願いいたします。

Q19 更新申請の審査にあたり、現地確認はおこなうのか？

A19 場合により事業所(施設)の現地確認をすることがあります。
その場合は、更新申請受付け後、事業所(施設)にうかがう前に連絡致します。

Q20 上記Q4に関連して、指定(許可)更新満了日よりも前に県より事業者更新指定(許可)を受け、指定(許可)更新満了日までに、例えば事業所名、事業所所在地、運営規程等の変更があった場合の対応はどのようにすればよいか？

A20 従来どおり、変更届出書の提出をお願いします。
なお、管理者、介護支援専門員及びサービス提供責任者に関するものを除き、従業者の職種、員数及び職務の内容に変更があった場合にも、これまでどおり年に1回の運営規程の変更届出書(老人保健施設の場合は「開設許可事項変更申請書」)の提出で可とします。

Q21 事業者の指定(許可)更新された場合、事業所番号が変わるのか？ また、指定(許可)更新の通知については？

A21 更新後の事業所番号はこれまでと同一番号となります。
更新指定(許可)通知書については、事務手続き終了後、法人代表者宛てに送付する予定です。

Q22 添付書類の兼務職員一覧に記入する範囲について、介護給付と予防給付の事業(例：通所介護と介護予防通所介護)を兼務している職員がいる場合、記入しなければならないか？

A22 介護給付と予防給付の事業を同一事業所で一体的に行っている場合は記入不要です。
事業を区画を分けて行っている事業所で、兼務している職員がいる場合は、兼務職員一覧への記入をお願いします。

Q23 添付書類の役員等名簿(参考様式9-2)について、監事、監査役についても記載しなければならないのか？

A23 様式の備考1にもあるとおり、法人の業務を執行する者、これらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者についても含むこととされておりますので、監事、監査役の方についても記載、押印をお願いします。